

# IV 料 金

# 1 水道料金の変遷

## 水道料金表 (1カ月分)

昭和57年4月～昭和61年3月

用途	メーター口径	基本料金 1ヵ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
一般用及び 公衆浴場 以外)	20mm以下	使用水量 8m <sup>3</sup> 以下 670円	8m <sup>3</sup> を超え 15m <sup>3</sup> 迄の分 90円	15m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> 迄の分	200m <sup>3</sup> を超え る分
	25mm	1,700円	15m <sup>3</sup> 迄の分					
	30mm	4,300円	90円	100円	120円	150円	200円	230円
	40mm	4,700円						
	50mm	11,000円						
	75mm	24,000円						
	100mm	47,000円						
150mm	125,000円							
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> 以下 15,000円	70円					
臨時用		4,300円	400円					

## 水道料金表 (1カ月分)

昭和61年4月～平成9年3月

用途	メーター口径	基本料金 1ヵ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
一般用及び 公衆浴場 以外)	20mm以下	使用水量 10m <sup>3</sup> 以下 1,080円	10m <sup>3</sup> を超え 15m <sup>3</sup> 迄の分 120円	15m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> 迄の分	200m <sup>3</sup> を超え る分
	25mm	1,800円	15m <sup>3</sup> 迄の分					
	30mm	4,400円	120円	130円	150円	180円	230円	270円
	40mm	4,800円						
	50mm	11,300円						
	75mm	25,000円						
	100mm	48,000円						
150mm	127,000円							
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> 以下 15,000円	70円					
臨時用		5,400円	500円					

※上記料金に消費税 (3%) を加算して料金を計算 (10円未満の端数は切り捨て)  
(消費税転嫁 平成5年7月1日)

## 水道料金表 (1カ月分)

平成9年4月～平成13年6月

用途	メーター口径	基本料金 1ヵ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用及び 公衆浴場 以外)	20mm以下	使用水量 10m <sup>3</sup> 以下 1,130円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 迄の分 140円	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を超え る分
	25mm	1,900円	20m <sup>3</sup> 迄の分				
	30mm	4,500円	140円	160円	190円	230円	320円
	40mm	5,200円					
	50mm	12,300円					
	75mm	27,000円					
	100mm	52,000円					
150mm	139,000円						
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> 以下 15,000円	70円				
臨時用		5,900円	400円				

※上記料金に消費税 (5%) を加算して料金を計算 (10円未満の端数は切り捨て)

水道料金表 (1カ月分) 平成13年7月～平成23年7月

用途	メーター口径	基本料金 1カ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用及び 公衆浴場 (臨時用以外)	20mm以下	使用水量 10m <sup>3</sup> 以下 1,400円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 迄の分 150円	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を超え る分
	25mm	2,000円	20m <sup>3</sup> 迄の分				
	30mm	5,200円					
	40mm	6,600円	150円	180円	240円	290円	350円
	50mm	15,000円					
	75mm	31,000円					
	100mm	53,000円					
150mm	145,000円						
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> までの分 15,000円	300m <sup>3</sup> を超える分		70円		
臨時用		6,800円	700円				

※上記料金に消費税(5%)を加算して料金を計算(10円未満切捨)

※平成20年7月1日 消費税加算後の料金を10円未満切捨から1円未満切捨へ変更

水道料金表 (1カ月分) 平成23年8月～令和3年9月

用途	メーター口径	基本料金 1カ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用及び 公衆浴場 (臨時用以外)	20mm以下	使用水量 10m <sup>3</sup> 以下 1,250円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 迄の分 150円	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を超え る分
	25mm	1,790円	20m <sup>3</sup> 迄の分				
	30mm	4,670円					
	40mm	5,930円	150円	180円	240円	290円	350円
	50mm	13,480円					
	75mm	27,860円					
	100mm	47,630円					
150mm	130,320円						
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> 以下 13,480円	300m <sup>3</sup> を超える分		70円		
臨時用		6,800円	700円				

※上記料金に平成23年8月～平成26年3月は(5%)、平成26年4月～令和元年9月は(8%)、令和元年10月～令和3年9月は(10%)、を加算して料金を計算(1円未満切捨)

水道料金表 (1カ月分) 令和3年10月～現在

用途	メーター口径	基本料金 1カ月につき	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
一般用及び 公衆浴場 (臨時用以外)	20mm以下	1,100円	10m <sup>3</sup> 迄の分 15円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 迄の分	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 迄の分	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 迄の分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 迄の分	100m <sup>3</sup> を 超える分
	25mm	1,790円	10m <sup>3</sup> 迄の分					
	30mm	4,670円						
	40mm	5,930円	150円	150円	180円	240円	290円	350円
	50mm	13,480円						
	75mm	27,860円						
	100mm	47,630円						
150mm	130,320円							
公衆浴場用		300m <sup>3</sup> 以下 13,480円	300m <sup>3</sup> を超える分		70円			
臨時用		6,800円	700円					

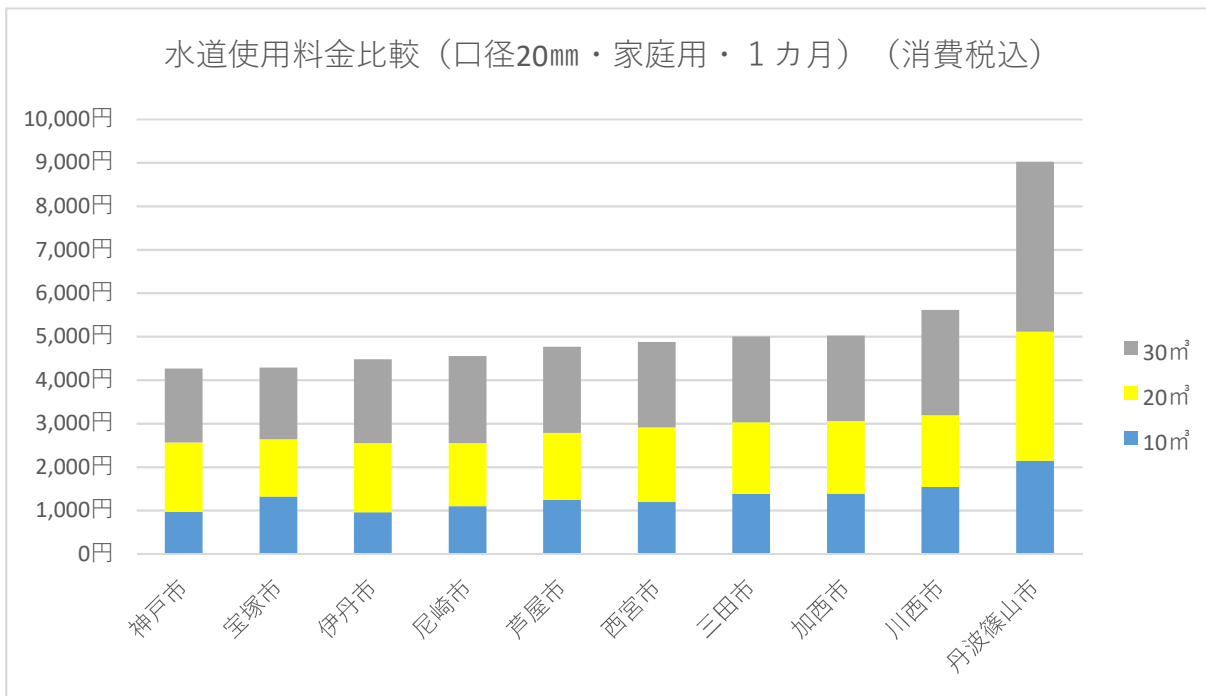
※上記料金に消費税(10%)を加算して料金を計算(1円未満切捨)

## 2 水道料金の近隣都市比較

(令和6年3月31日現在)

各市水道料金：(口径20mm、家庭用、1カ月分) (税込)

	10m <sup>3</sup> 料金	比 較	10~20m <sup>3</sup> 加算	20m <sup>3</sup> 料金	比 較	20~30m <sup>3</sup> 加算	30m <sup>3</sup> 料金	比 較	料 金 改定日
神戸市	968円	2	1,595	2,563円	3	1,705	4,268円	1	H9.4.1
宝塚市	1,320円	6	1,320	2,640円	4	1,650	4,290円	2	H24.12.1
伊丹市	957円	1	1,595	2,552円	2	1,925	4,477円	3	H18.4.1
尼崎市	1,100円	3	1,452	2,552円	2	2,002	4,554円	4	H17.7.1
芦屋市	1,243円	5	1,540	2,783円	5	1,980	4,763円	5	H18.4.1
西宮市	1,204円	4	1,705	2,909円	6	1,969	4,878円	6	H28.8.1
三田市	1,375円	7	1,650	3,025円	7	1,980	5,005円	7	R3.10.1
加西市	1,385円	8	1,670	3,055円	8	1,970	5,025円	8	R4.4.1
川西市	1,540円	9	1,650	3,190円	9	2,420	5,610円	9	H19.4.1
丹波篠山市	2,145円	10	2,970	5,115円	10	3,905	9,020円	10	H18.6.1



### 3 水道料金調定及び収納状況

#### (1) 現年度水道料金

年 度	調 定 額		収 納 額		不納欠損額		未 収 金		収納率 (%)
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	
平成29年度	203,939	2,558,718,267	202,024	2,529,817,441	2	7,884	1,915	28,892,942	98.87%
平成30年度	205,452	2,562,132,087	202,783	2,529,271,160	0	0	2,669	32,860,927	98.72%
令和元年度	206,941	2,520,326,829	204,562	2,486,384,458	0	0	2,379	33,942,371	98.65%
令和2年度	139,804	1,770,649,281	137,920	1,737,177,910	0	0	1,884	33,471,371	98.11%
令和3年度	210,554	2,570,765,280	208,677	2,544,625,649	0	0	1,877	26,139,631	98.98%
令和4年度	209,998	2,282,947,944	208,490	2,266,551,701	0	0	1,508	16,396,243	99.28%
令和5年度	213,578	2,487,988,392	211,628	2,464,226,517	0	0	1,950	23,761,875	99.04%

#### (2) 過年度水道料金

年 度	期 首 (R5/4/1)	令和5年度中減少額			期 末 (R6/3/31)	収納率 (%)
		収 納	調定減	不納欠損額		
平成30年度以前	5,696,584	660,981		411,743	4,623,860	12.51%
令和元年度	233,576	60,114		20,072	153,390	28.16%
令和2年度	954,643	132,053		60,368	762,222	14.77%
令和3年度	1,168,705	484,094		0	684,611	41.42%
令和4年度	16,396,243	15,720,647	25,091	0	650,505	96.03%
合 計	24,449,751	17,057,889	25,091	492,183	6,874,588	71.28%

※令和5年度末時点の未収額

#### (3) 現年過年合計

年 度	調 定 額	収 納 額	調定減	不納欠損額	期 末	収納率(%)
令和5年度	2,512,438,143	2,481,284,406	25,091	492,183	30,636,463	98.78%

## 4 分担金の変遷

メーター 口径	加入分担金 (内税)					
	昭和44年4月1日	昭和47年4月1日	昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和60年4月1日	
13 mm	1種	12千円	20千円	50千円	100千円	100千円
	2種			100千円	200千円	
	3種			200千円		
20mm	32千円	53千円	584千円	584千円	300千円	
25mm	55千円	91千円	1,020千円	1,020千円	510千円	
30mm		187千円	2,095千円	2,095千円	810千円	
40mm	171千円	283千円	3,320千円	3,320千円	1,650千円	
50mm	296千円	491千円	6,100千円	6,100千円	2,870千円	
75mm	800千円	1,328千円	17,384千円	17,384千円	7,960千円	
100mm	1,638千円	2,719千円	35,347千円	35,347千円	16,330千円	
125mm	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
150mm	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	

メーター 口径	加入分担金(内税)	
	平成4年4月1日	
13 mm	1種	100千円
	2種	
	3種	
20mm	300千円	
25mm	510千円	
30mm	810千円	
40mm	1,650千円	
50mm	2,870千円	
75mm	7,960千円	
100mm	16,330千円	
150mm	44,860千円	

メーター 口径	工事分担金(内税)	
	平成22年6月25日	
13mm	1,600千円	
20mm	1,600千円	
25mm	1,740千円	
30mm	2,750千円	
40mm	5,650千円	
50mm	9,800千円	
75mm	27,230千円	
100mm	55,900千円	
150mm	別に定める	

※増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径にかかる分担金と旧口径にかかる分担金との差額とする。

1種は一般住宅を原則とする。ただし店舗付住宅等小口営業で家事用を主とするものを含む。

2種は賃貸住宅のほか、上記以外のもの。

## 5 分担金収納状況

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
加入 分担 金	13mm	135	13,500,000	158	15,800,000	126	12,600,000	40	4,000,000	30	3,000,000
	20mm	150	45,000,000	110	33,000,000	100	30,000,000	76	22,800,000	101	30,300,000
	25mm	3	1,530,000	2	1,020,000	7	3,570,000	3	1,530,000	1	510,000
	30mm	1	810,000	1	810,000	1	810,000	0	0	3	2,430,000
	40mm	2	3,300,000	2	3,300,000	1	1,650,000	1	1,650,000	1	1,650,000
	50mm	0	0	0	0	0	0	1	2,870,000		
	75mm	0	0	0	0	0	0	0	0		
	100mm	0	0	0	0	0	0	0	0		
	150mm	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	2	2,180,000	1	490,000	1	1,700,000	0	0	6	6,400,000
改造	28	5,600,000	29	9,000,000	33	11,400,000	58	22,750,000	38	11,740,000	
小計	321	71,920,000	303	63,420,000	269	61,730,000	179	55,600,000	180	56,030,000	
工事分担金	107	171,480,000	40	64,140,000	20	32,000,000	15	22,680,000	16	25,600,000	
合計	428	243,400,000	343	127,560,000	289	93,730,000	194	78,280,000	196	81,630,000	